

【交付書面】
証券コード 3350
2025年12月 5 日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メタプラネット
代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会は、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）としての開催となります。実際にご来場いただく会場はございませんので、インターネットを利用してご出席賜りますようお願い申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://metaplanet.jp/ja/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（3350）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、書面交付請求をされた株主様には、本招集ご通知と同日付で株主総会資料（交付書面）をお送りしておりますので、到着までお待ちください。

なお、当日出席されない場合は、本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙又はインターネットにより事前に議決権を行使することが可能ですので、株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページ記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照頂き、2025年12月19日（金曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月22日（月曜日）午前10時00分
※ アクセス開始時刻は、午前9時30分を予定しております。
※ 通信障害等により、本臨時株主総会を上記日時に開催することができない場合、本臨時株主総会は2025年12月23日（火曜日）午前10時00分に延期いたします。
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会
（バーチャルオンリー株主総会）
バーチャル出席の方法は後記「バーチャル出席のご案内」または同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。
※ 完全オンラインにて開催するため会場はございません。
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数増加）の件
第3号議案 定款一部変更（A種種類株式に関する規定の変更）の件
第4号議案 定款一部変更（B種種類株式に関する規定の変更）の件
第5号議案 第三者割当によるB種種類株式発行の件
4. その他株主総会招集に関する事項

本臨時株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が、本臨時株主総会当日にバーチャル出席され、当日重複して議決権を行使された場合は、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使を無効といたします。なお、事前に議決権行使をされた株主様が、本臨時株主総会当日、バーチャル出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権を行使されず、当日ログインされたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合は、不行使として取り扱います。詳細につきましては、同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。

通信障害等により、本臨時株主総会の議事に著しい支障が生じる場合に備え、議長が本臨時株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本臨時株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、2025年12月23日（火曜日）午前10時より、本臨時株主総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は速やかに当社ウェブサイトにもその旨をお知らせいたします。また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合においても、当社ウェブサイトにて変更内容等をお知らせいたします。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎ 議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://metaplanet.jp/ja/>) 及び東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を事前に行使する方法として、以下の2つの方法がございます。

なお、バーチャル出席して議決権を行使される場合は、インターネットにより「株主様専用ウェブサイト：[\(https://3350.ksoukai.jp/\)](https://3350.ksoukai.jp/)」にアクセスください。詳しくは、同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月19日（金曜日）
午後6時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年12月19日（金曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 10 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スリーエフエフエフ
議決権行使
ウェブシステム
ログイン用コード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

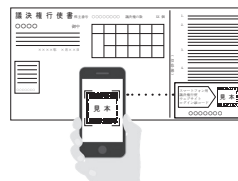
インターネット行使期限
2025年12月19日（金）午後6時00分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力すること
なく議決権行使ウェブサイトへログインすること
ができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って
ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



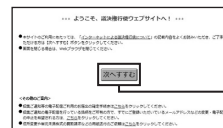
**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り
可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータル*トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項 インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

◇ 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、株式会社I C Jの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」の読み取りによる行使

- ① 同封の議決権行使書用紙に記載された「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」を読み取ります。
- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

◇ 「株主パスポート」アプリのダウンロード方法、アプリ詳細・FAQは同封のご案内リーフレットをご覧ください。

(ご注意) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」入力による行使

◇ 次のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。
ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

議決権行使を行って頂いた方への特典のご案内

特典のご案内：

書面又はインターネットにより議決権行使を行っていただいた**株主さま全員**に、議案に対する賛否を問わず、特典をご用意する予定です。同封の「臨時株主総会のご案内」にも記載がございますのでご参照ください。

詳細は、後日当社のウェブサイトにてご案内いたします。

バーチャル出席の ご案内

配信日時 2025年12月22日（月）午前10時～
午後12時00分まで
（議長が延期または続行の決定をした場合：
2025年12月23日（火）午前10時00分～）
～ 30分前からアクセス可能です。 ～

※ 同封の「バーチャル出席のご案内」に詳細がございますので、ご参照ください。

■「バーチャルオンリー株主総会」の概要

本臨時株主総会におきましては、株主総会の会場（場所）は定めておらず、インターネットにより「株主様専用ウェブサイト」（<https://3350.ksoukai.jp/>）にアクセスしていただき、IDとパスワードによる株主様のご本人確認を経て、「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席いただくことになります。

株主様におかれては、以下にご案内する方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくとともに、ご質問等及び議決権行使が可能です。

なお、システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャルオンリー株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://metaplanet.jp/>）においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいますようお願い申し上げます。

■バーチャル出席に必要なとなる環境

事前の視聴環境テストをしていただく場合は下記URLにアクセスをお願いいたします。

<https://seminar.vcube.com/checker/videoostream/live>

動作環境は、下記のURLからご確認をお願いいたします。

<https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/>

●ご出席に必要な通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。バーチャル出席にあたっての通信料等は株主様のご負担となります。株主様にご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や株主様の通信環境等を原因として、株主様の出席に支障が生じた場合も当社におきましては何ら責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

■バーチャル出席の方法

ご出席 について	◇ライブ中継をご視聴いただきながら、ご質問、議決権行使等が可能です。 通常のライブ視聴とは異なり、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。 ①株主様専用ウェブサイトへアクセスする（URL及びQRコードは「バーチャル出席のご案内」参照） https://3350.ksoukai.jp/  ②株主番号とパスワードを入力する ③「出席」をクリック
動議について	◇ 動議を希望される場合は、株主総会の当日に議長が指定する時間内に、「動議タブ」をクリックの上、動議の提出をお願いします。 ◇ 動議は、種類ごと1人1回のみ（300文字まで）とさせていただきます。 また議長の議事整理により、決議事項の採決までの間にまとめて議場に諮らせていただく場合がございます。

バーチャル出席でのご質問方法	
	◇ 株主総会の当日に議長が指定する時間内に以下の手順で ご質問ください。 ① 「質疑タブ」をクリック ② カテゴリを選択 ③ ご質問を入力 ④ 内容をご確認の上、「送信」をクリック
◇ ご質問は、1人1問のみ（300文字まで）とさせていただきます。 ◇ ご質問は、本臨時株主総会の目的事項に関する質問であり、事前質問と重複しないものを中心に採り上げます。いただいたご質問のすべてに回答することはいたしかねる場合がある点、同種のご質問については、一つにまとめて回答する場合がある点、ご了承ください。	

バーチャル出席での議決権行使方法	
	① 「議決権行使タブ」をクリック ② 「議決権行使」をクリック ③ 「賛成」、「反対」、または「すべての議案に賛成」を選択 ④ 内容をご確認の上、「行使する」をクリック <u>なお、一度議決権を行使しますと、変更、取り消し、確認はできませんのでご注意ください。</u>

■通信障害対策についての方針

当社は、本臨時株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により、本臨時株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本臨時株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本臨時株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、2025年12月23日（火曜日）午前10時より、本臨時株主総会の延会または継続会を開催いたします。

上記の場合における本臨時株主総会の延会または継続会の開催方法、その他緊急の事態や事情変更への対応等、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には、以下に記載の当社ウェブサイトにもその内容を掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

＜当社ウェブサイト＞ <https://metaplanet.jp/>

■インターネットを使用することに支障のある株主様の利益確保の配慮についての方針

インターネットの使用に支障のある株主様は、書面（郵送）により事前に議決権を行使くださいますよう、何卒、お願い申し上げます。

■注意事項

- ① バーチャル出席用のURLまたは、ID及びパスワードを第三者に共有すること、本臨時株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、固くお断りさせていただきます。
- ② 当社がやむを得ないと判断した場合、本臨時株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただく場合がございます。また、本臨時株主総会におけるご承認を得て、議長の判断により延期・続行を決定する場合がございます。
- ③ 本臨時株主総会及びバーチャル出席システムの対応言語は、日本語のみとなっております。
- ④ ライブ配信において字幕を表示いたします。リアルタイム字幕のため、実際の音声よりも表示が遅れること及び表現の正確性・完全性を保証するものではないこと、あらかじめご了承ください。

■「バーチャルオンリー株主総会」のその他のご留意事項

同封の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

本議案は、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることについてご承認をお願いするものであります。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目間の振替処理であり、これにより発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。

本議案の目的は、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることにより分配可能額を拡充し、将来の種類株式に係る配当支払いや自己株式の取得等をより容易にすることで、当社の資本政策における財務の柔軟性を確保することにあります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2025年10月31日現在の資本金の額247,877,576,828円のうち247,877,576,827円を減少し、減少後の資本金の額を1円といたします。ただし、資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

2025年12月30日（予定）

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2025年10月31日現在の資本準備金の額255,541,848,405円のうち255,541,848,405円を減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。ただし、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行している新株予約権

が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2025年12月30日（予定）

4. 日程

取締役会決議日	: 2025年11月20日（木）
債権者異議申述公告日	: 2025年11月26日（水）
臨時株主総会決議日	: 2025年12月22日（月）（予定）
債権者異議申述最終期日	: 2025年12月26日（金）（予定）
効力発生日	: 2025年12月30日（火）（予定）

第2号議案 定款一部変更（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数増加）の件

1. 本定款変更の目的

当社は、2025年から2027年にかけて21万ビットコイン（BTC）の取得を目指す「ビットコイン計画」を、2025年6月6日付で公表しております。

この計画は、2025年1月28日に公表した当初計画を大幅に上方修正したものであり、当社が掲げる中期的な成長戦略の中核をなすものです。

この計画を着実に遂行するためには、今後も大規模かつ継続的な資金調達を実施できる体制を維持する必要がある、そのためには機動性と柔軟性を兼ね備えた資本政策の推進が不可欠です。

2025年12月期においては、2025年3月24日に開催した定時株主総会及び2025年9月1日に開催した臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加をご承認いただきました。

これにより、大規模な資本増強を実現し、調達資金を原資としてビットコインの取得を進めることが可能となりました。

その結果、2025年11月19日時点における当社のビットコイン保有残高は30,823BTCに達しております。また、BTCイールド（当社が保有するビットコイン数量を完全希薄化後の発行済普通株式数で割った数値の、比較対象期間における変化率を示す指標）は497%を達成し、1株当たりのビットコイン保有数量（希薄化後ベース）を年初比で約6倍に増加させることに成功いたしました。

今後は、これまでの普通株式による資金調達に加え、種類株式（優先株式）を新たな調達手段として積極的に活用していくことを念頭に置き、より柔軟かつ機動的な資本政策を推進してまいります。

上記の方針及び当社の成長戦略の継続的推進を見据え、当社は来年度以降の種類株式発行能力を拡大することを目的として、A種類株式及びB種類株式の発行可能種類株式総数の拡大を行うものであります。

当社の発行可能株式総数は2,723,000,000株ですが、2025年10月31日現在の当社発行済株式総数は1,142,274,340株となっております。かかる状況を踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、発行可能株式総数を3,833,000,000株へ増加することを目的とする定款変更を付議いたします。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 2,723,000,000株とし、各種類の 株式の発行可能種類株式総数は、 次のとおりとする。 普通株式 2,723,000,000株 A種類株式 277,500,000株 B種類株式 277,500,000株	第2章 株式 (発行可能株式総数等) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 3,833,000,000株とし、各種類の 株式の発行可能種類株式総数は、 次のとおりとする。 普通株式 2,723,000,000株 A種類株式 555,000,000株 B種類株式 555,000,000株

第3号議案 定款一部変更（A種種類株式に関する規定の変更）の件

1. 本定款変更の目的

当社が推進する「ビットコイン・トレジャリー」戦略の一環として、A種種類株式に関する規定を変更することにより、資本政策の柔軟性を高め、資金調達手段の多様化を図るものであります。

また、投資家との対話を通じて、長期デュレーションの固定配当型の優先株式よりも、より短期デュレーションで変動配当型の優先株式に対する潜在的な需要が強いことを確認しており、本定款変更はこうした市場ニーズにも対応し得る枠組みを整備する意図を含むものです。

なお、本定款変更は、A種種類株式の導入に備えた制度的枠組みを整備するものでありますが、現時点においてA種種類株式の発行について具体的な計画が進行しているわけではなく、当該発行が実際に行われるかどうかは未確定です。将来の機動的な資金調達の検討の可能性及び情報開示の透明性確保の観点から、A種種類株式に関する規定を改訂するものであります。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は、次のとおりであります。なお、下記「現行定款」の内容は、第4号議案による定款変更の内容を含んでいません。また、下記「変更案」の条文番号は、第4号議案による定款変更が承認可決される前提での条文番号を記載しています。他の議案の可決又は否決により、変更案として記載した各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含みますが、これらに限られません。）が必要となる場合は、変更案として記載した各条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(A種種類配当金) 第13条の2 当社は、第46条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、A種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種種類株主等」という。）に対し、第13条の15に定める支払順序に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「A種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種種類配当金」という。）を行う。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第13条の3に定めるA種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該A種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株あたりの金額をいう。	(A種種類配当金) 第13条の2 当社は、第48条第2項に基づき各月末日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、A種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種種類株主等」という。）に対し、第13条の14に定める支払順序に従い、A種種類株式1株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義する。）に関して以下に定める算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次A種種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A種種類配当金」という。）を行う。 ① 本項において「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいう。ただし、当該A種種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいう。

現行定款	変更案
	② 月次A種種類配当金の額 各月次配当期間に係る月次A種種類配当金の額（以下「月次A種種類配当金額」という。）は、 1,000円に当該月次配当期間に係るA種変動配当率（以下に定義する。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てる。）とする。なお、月次A種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出するものとする。 ただし、当該算定方法に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額下限（1,000円に年1パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。）未満となるときは、A種配当金額下限を月次A種種類配当金額とする。また、当該算式に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額上限（1,000円に年8パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。）を超えるときは、A種配当金額上限をA種種類配当金額とする。

現行定款	変更案
	③ <u>A種変動配当率</u> 本項において「<u>A種変動配当率</u>」とは、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日（以下「<u>A種変動配当率決定日</u>」という。）において、株価参照期間（以下に定義する。）におけるA種種類株式の株価終値（以下に定義する。）の平均値（終値のない日数を除く。）に応じて、基準金利（以下に定義する。）を参照して定められるものとする。 本項において「<u>株価参照期間</u>」とは、各A種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる期間をいい、「<u>株価終値</u>」とは、株式会社東京証券取引所におけるA種種類株式の普通取引の終値をいい、「<u>基準金利</u>」とは、1か月TONA（日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に1か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換算した金利指標）又はその後継である金利指標をいう。

現行定款	変更案
2 ある事業年度においてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種種類配当率を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。	2 各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

現行定款	変更案
(A種種類期中配当金) 第13条の3 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「A種種類期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るA種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭（以下「A種種類期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度にA種種類期中配当基準日が属するA種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するA種種類配当金の額を超えないものとする。	(削除)
第13条の4～第47条（略）	第13条の3～第47条（略）（現行どおり）
(新設)	(A種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日) 第48条 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、各月末日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対して配当を行うことができる。

第4号議案 定款一部変更（B種種類株式に関する規定の変更）の件

1. 本定款変更の目的

当社が推進する「ビットコイン・トレジャリー」戦略の一環として、B種種類株式に関する規定を変更することにより、資本政策の柔軟性を高め、資金調達手段の多様化を図るものであります。

本定款変更は、第5号議案による第三者割当の方法によるB種種類株式の発行にあたって、海外機関投資家との対話を通じて把握した市場ニーズを踏まえ、配当頻度を年2回から年4回（四半期配当）へと改定する等、B種種類株式の内容に関する定款の一部規定を変更するものです。

なお、本定款変更は、上記観点からの修正に加え、将来的なB種種類株式の上場（IPO）を見据えた柔軟性の向上を目的とした修正も含んでおります。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は、次のとおりであります。なお、下記「現行定款」の内容は、第3号議案による定款変更の内容を含んでいません。また、下記「変更案」の条文番号は、第3号議案による定款変更が承認可決される前提での条文番号を記載しています。他の議案の可決又は否決により、変更案として記載した各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含みますが、これらに限られません。）が必要となる場合は、変更案として記載した各条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとします。

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(B種種類配当金) 第13条の8 当会社は、第46条第1項に基づき12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の15に定める支払順序に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義する。）相当額に当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。<u>ただし、当該配当の基準日が属する事業年度において第13条の9に定めるB種種類期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u>本項において「払込金額」とは、当該B種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株あたりの金額をいう。	(B種種類配当金) 第13条の7 当会社は、第49条第2項に基づき3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の14に定める支払順序に従い、剰余金の配当の基準日に係る四半期配当期間（以下に定義する。）に関して、B種種類株式1株につき、1,000円に当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。<u>B種種類配当金の額に各B種種類株主等に係るB種種類株式の株式数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り上げる。</u>本項において「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。<u>ただし、当該B種種類株式の発行日が属する四半期配当期間については、当該発行日から当該四半期配当期間の末日までの期間をいう。</u>

現行定款	変更案
2 ある事業年度においてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、B種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種種類配当金」という。）については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。	① 毎年3月31日を基準日とする配当： 同年1月1日から同年3月31日まで ② 毎年6月30日を基準日とする配当： 同年4月1日から同年6月30日まで ③ 毎年9月30日を基準日とする配当： 同年7月1日から同年9月30日まで ④ 毎年12月31日を基準日とする配当： 同年10月1日から同年12月31日まで 2 3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日としてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該配当の基準日に係る四半期配当期間に関するB種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌四半期配当期間以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種種類配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

現行定款	変更案
(B種種類期中配当金) 第13条の9 当社は、第46条第2項又は第47条に基づき12月31日以外の日を基準日（以下「B種種類期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係るB種種類期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭（以下「B種種類期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度にB種種類期中配当基準日が属するB種種類期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属するB種種類配当金の額を超えないものとする。	(削除)
(B種種類株式に係る残余財産の分配) 第13条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の15に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。 第13条の11（略）	(B種種類株式に係る残余財産の分配) 第13条の8 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の14に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。 第13条の9（略）（現行どおり）

現行定款	変更案
(B種種類株式に係る取得請求権) 第13条の12 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を交付する。	(B種種類株式に係る<u>普通株式を対価とする取得請求権</u>) 第13条の10 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って<u>株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を交付する。</u>
(新設)	(B種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権) 第13条の11 B種種類株主は、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる当該B種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有するB種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。

現行定款	変更案
(B種種類株式に係る取得条項) 第13条の13 当社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。B種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式を決定する。	(B種種類株式に係る取得条項) 第13条の12 当社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、株主総会又は取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該B種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。B種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式を決定する。
第13条の14～第20条（略）	第13条の13～第20条（略）（現行どおり）

現行定款	変更案
(種類株主総会) 第20条の2 1～5 (略)	(種類株主総会) 第20条の2 1～5 (略) (現行どおり) 6 <u>当社が以下に掲げる行為をする場合において、特定の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u> ① <u>当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</u> ② <u>当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</u>
第21条～第48条 (略) (新設)	第21条～第48条 (略) (現行どおり) <u>(B種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日)</u> 第49条 <u>当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を定めることができる。</u> 2 <u>当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して配当を行うことができる。</u>

第5号議案 第三者割当によるB種種類株式発行の件

1. 提案の理由

当社は、B種種類株式（以下「本種類株式」又は「B種種類株式」といいます。）につき、第4号議案で承認可決された変更後の当社定款の定めにより当社株主総会又は当社取締役会に委任されたB種種類株式の内容に関する事項について、別紙に記載の定めとするとともに、会社法第199条の規定に基づき、別紙に記載の要領にて、下記2. 記載の投資家（以下、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるB種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本種類株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権が当初の条件で全て行使された場合に発行される当社普通株式数は23,610,000株（議決権数236,100個）であり、2025年10月31日現在の当社発行済株式総数1,142,274,340株（及び議決権総数11,415,278個）を分母とする希薄化率は2.07%（議決権ベースの希薄化率は2.07%）に相当します。

また、2025年11月20日の決議に先立つ6か月以内である2025年5月9日付でEric Trump氏及びDavid Bailly氏に対して発行が決議された第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数3,600,000株（議決権数36,000個）、2025年6月6日付でEVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といいます。）に対して発行が決議された第20回新株予約権が一部行使されたことにより発行された当社普通株式数156,560,000株（議決権数1,565,600個）、並びに2025年11月20日付でEVO FUNDに対して発行が決議された第23回新株予約権及び第24回新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数210,000,000株（議決権数2,100,000個）を、上記本種類株式の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は393,770,000株（議決権数3,937,700個）であり、これは、2025年10月31日現在の当社発行済株式総数1,142,274,340株（議決権総数11,415,278個）から、第20回新株予約権が一部行使されたことにより発行された当社普通株式数156,560,000株（議決権数1,565,600個）を差し引いた総株式数985,714,340株（議決権総数9,849,678個）に対して、39.95%（議決権総数に対し39.98%）となります。

そのため、本種類株式が発行され、当社普通株式に転換された場合には、25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認の手続きとして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議により、本種類株式を発行す

ることいたしました。

なお、本第三者割当は、第4号議案が原案どおり承認可決され、第4号議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件とします。

2. 割当予定先の概要

Nautical Funding Ltd.

(1) 名称	Nautical Funding Ltd.	
(2) 所在地	c/o Maples Corporate Services Limited PO Box 309 Ugland House, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島の会社法に基づき設立された特別目的会社	
(4) 組成目的	投資ビークル	
(5) 組成日	2024年1月2日	
(6) 出資の総額	0.01米ドル（2025年11月12日現在）	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(10) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

SMALLCAP World Fund, Inc.

(1) 名称	SMALLCAP World Fund, Inc.	
(2) 所在地	333 South Hope Street, Los Angeles, California 90071	
(3) 設立根拠等	ミューチュアルファンド	
(4) 組成目的	ミューチュアルファンド	
(5) 組成日	1989年12月18日	
(6) 出資の総額	流動的。出資者は純資産価値（NAV）で株式を購入し、日々資金の出入りがあります。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	複数。オープンエンド型であり、複数のシェアクラスを通じて個人投資家及び機関投資家に提供されています。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	割当予定先は米国1940年投資会社法のミューチュアルファンドであるため、ジェネラル・パートナー及びリミテッド・パートナー体制を採用していません。Capital Research and Management Companyが割当予定先の投資アドバイザーを務めています。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(9) 国内代理人の概要	名称	株式会社みずほ銀行決済営業部
	所在地	東京都港区港南二丁目15番1号
	代表者の役職・氏名	Takashi Hioki, General Manager
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	2025年9月30日現在、当社の株式を61,226,850株保有しております。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

Anson Opportunities Master Fund LP

(1) 名称	Anson Opportunities Master Fund LP	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン・リミテッド・パートナー	
(4) 組成目的	ヘッジファンド	
(5) 組成日	2019年2月28日	
(6) 出資の総額	300百万ドル超	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	Anson Opportunities Offshore Fund Ltd. 100%	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	AOMF GP LLC
	所在地	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	代表者の役職・氏名	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	事業内容	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(10) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

Anson Investments Master Fund LP

(1) 名称	Anson Investments Master Fund LP	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン・リミテッド・パートナー	
(4) 組成目的	ヘッジファンド	
(5) 組成日	2007年5月31日	
(6) 出資の総額	1.3十億米ドル超	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	Anson Investments Offshore Fund Ltd. Anson Investments LP 100%共同保有	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	AIMF GP LLC
	所在地	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	代表者の役職・氏名	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	事業内容	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(10) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

Ghisallo Master Fund LP

(1) 名称	Ghisallo Master Fund LP	
(2) 所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands KY1-9008	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき組成された免税リミテッド・パートナーシップ	
(4) 組成目的	プール型投資ビークル	
(5) 組成日	2020年4月21日	
(6) 出資の総額	2025年9月30日現在、約5.9十億米ドルの名目運用資産を有しています。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	Ghisallo Partners LP及びGhisallo International Fund Ltdが割当予定先のリミテッド・パートナーです。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Ghisallo Master Fund General Partner LP
	所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands KY1-9008
	代表者の役職・氏名	Michael Germino, ultimate beneficial owner
	事業内容	プール型投資ビークルのジェネラル・パートナーを務めること。
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(10) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

Anson East Master Fund LP

(1) 名称	Anson East Master Fund LP	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン・リミテッド・パートナー	
(4) 組成目的	ヘッジファンド	
(5) 組成日	2015年12月1日	
(6) 出資の総額	400百万米ドル超	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	Anson East Offshore Fund Ltd. Anson East LP 100%共同保有	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	AEMF GP LLC
	所在地	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	代表者の役職・氏名	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	事業内容	開示の同意が得られていないため、記載していません。
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
(10) 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2025年11月19日現在におけるものです。

3. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額であるとされる可能性のある募集株式の発行をすることを必要とする理由及び発行条件等の合理性

(1) 募集の目的及び理由

当社は、現在の世界経済が、資本と労働を基軸とした旧来型の供給構造から、情報技術を基盤とする新たな経済構造へと移行する過渡期にあると認識してお

ります。さらに、戦後以降続いてきた通貨体制も、地政学的リスクの高まり、貿易政策の再構築、累積債務への懸念といった要因を背景に、大きな転換点を迎えております。こうした中、従来「安全資産」とされてきた国債は金利上昇に伴う価格下落傾向にあり、一方で金はインフレヘッジ及び通貨リスク回避手段として再評価されています。

このような環境変化のなか、当社は、これらに代わる新たな価値保存資産として、BTCの戦略的意義が急速に高まっていると確信しております。BTCは、①発行上限がプログラム上で厳格に定められ恣意的な増発が不可能である希少性、②国境や物理的制約を受けず迅速かつ低コストで移転・保管が可能な利便性、③第三者信用を必要としない取引の透明性・信頼性を有する点において、他の資産とは一線を画します。

当社は2024年4月以降、BTCを中長期的な価値保存手段と位置づけ、自社資産として戦略的に保有する「ビットコイン・トレジャリー企業」へと転身しました。2025年1月に公表した「21ミリオン計画」及び同年6月に発表した「555ミリオン計画」に基づき、資金調達を通じてBTCの取得を急速に進めてまいりました。その結果、当社のBTC保有量は着実に拡大し、企業価値の中核的要素として確立されております。

一方、足元では世界的なビットコイン・トレジャリー企業の株価調整局面の影響もあり、当社株価は、現行のmNAV（企業価値÷BTC時価純資産）が1倍を下回る局面がみられました。こうした状況を踏まえ、当社は2025年10月28日に「キャピタル・アロケーション・ポリシー（資本配分方針）」を策定し、資金調達・BTC投資・自己株式取得のバランスを最適化することを基本方針として掲げました。

この方針のもと、当社は普通株式の発行による希薄化を最小限に抑えつつ、BTC保有量を拡大し続けるためには、優先株式の積極的な活用を資本戦略に組み込むことが不可欠であると判断いたしました。特に現在の株価水準を踏まえると、当社の資本配分方針に則り、普通株式による資金調達のみならず、優先株式の発行を通じて資本を調達することが、全ての株主にとって有益であると考えております。

その中でもB種種類株式の発行は、将来目指しているB種種類株式のIPOに先立ち、B種種類株式に対する市場での理解を深め、価格発見機能を高めることを目的としております。B種種類株式は、当社が推進する「ビットコイン・トレジャリー」戦略を支える新たな商品性を有するものであり、従来の普通株式や社債とは異なる性質を持ちます。このため、市場における適正な評価形成にあたっては、ビットコイン及び優先株式の双方に対する知見と価格形成能力を有する機関投資家との対話が不可欠であると判断しております。特に、本件においては、優先株式の投資リスク・リターン構造、配当率の妥当性、ビットコ

インのボラティリティについて、機関投資家との実際の取引プロセスを通じて検証・検討を行うことが可能となります。これにより、将来目指しているB種類株式のIPOにおける市場実勢を反映した公正な価格決定プロセスの基礎データが蓄積され、より透明性の高い価格形成メカニズムの確立につながると考えております。当社は本件を、日本及び海外の投資家に対して、魅力的な利回りとリターンの可能性を備えたビットコインを裏付けとした優先株式を提供するための重要なステップと位置づけております。なお、将来的には、B種類株式の上場を目指しておりますが、種類株式の上場には、東証との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要があります。また、証券会社によるB種類株式の引受けの可否が現時点では未定であるため、最終的にB種類株式の上場が認められない可能性があります。B種類株式の上場時を含め、今後、日本の投資家に対してもB種類株式を提供することも視野に入れておりますが、調達規模や短期間での効率的な資金調達の観点から、今回は海外の投資家への第三者割当を実施することといたしました。

また本件では、米ストラテジー社の優先株式やビットコイン関連金融商品に対する知見を有する海外機関投資家を割当先とすることで、将来目指しているB種類株式のIPOにおける公正かつ市場実勢を反映した価格決定プロセスの確立にも資するものと考えております。

当社は東証との事前相談を継続しており、将来的なB種類株式の上場に向けた整備を進めておりますが、事前相談の完了には一定の時間を要します。足元の市場環境を踏まえれば、将来的なB種類株式の上場に向けた整備を並行して進めつつ、B種類株式の上場を待たず早期に優先株式を活用した資金調達を実現し、その資金をビットコインの追加取得及びビットコイン・インカム事業への投資に充当することが、当社の中長期的成長及び株主価値の向上にとって必要不可欠であると判断しております。

（２）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、本種類株式の払込金額を１株当たり900円と決定いたしました。

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して本種類株式の価値算定を依頼し、本種類株式の種類株式評価報告書（以下「種類株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関である赤坂国際会計は、本種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルである二項格子モデルによる評価手法を

採用し、一定の前提（評価基準日（2025年11月19日）、優先配当（4.9%）、金銭を対価とする取得条項（コール）（10年後以降、B種種類株式の市場価格が額面の130%以上の場合に、B種残余財産分配基礎額と累積未払B種種類配当金・経過B種種類配当金相当額にて取得が可能）、当社普通株式を対価とする取得請求権条項（転換権）（本種類株式の転換価額1,000円にて当社普通株式に転換可能）、算定時点における当社普通株式の株価（375円）、ボラティリティ（49.8%～61.8%）、普通株式予定配当額（0円）、無リスク利子率（1.8%）、クレジット・スプレッド（3.7%～4.1%）、借株コスト（2.0%）、金銭を対価とする取得請求権条項（2026年12月29日までに本種類株式の上場がなされない場合で、当社普通株式のVWAPの20取引日（東証が開設されている日をいい、B種種類株式の終値が発表されない日を含みません。）平均が転換価額以下となる場合又は同期間の当社普通株式の流動性が一定水準を下回る場合には、B種残余財産分配基礎額と累積未払B種種類配当金・経過B種種類配当金相当額にて取得請求が可能）の下、本種類株式の公正価値の算定をしております。種類株式評価報告書において2025年11月19日の終値を基準として算定された本種類株式の価値は、1株当たり858～912円とされており、本種類株式の払込金額（1株当たり900円）は、当該価値評価結果の範囲内であります。また、本種類株式の払込金額については、ゴールドマン・サックス証券株式会社の海外関連会社であるGoldman Sachs (Asia) L.L.C.及びCantor Fitzgerald & Co.が、割当予定先以外の投資家を含む海外機関投資家を潜在的投資者として行った需要の見込み調査を踏まえ、個別交渉を行った結果、当社が必要とする金額を確保でき、かつ複数の海外機関投資家からの需要動向及び市場環境を踏まえて妥当性が認められる水準であることから、当社にとって最も望ましい条件として決定したものであり、合理性があると考えております。なお、当社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社との間で、日頃より投資家動向や資金調達に関する意見交換を行っております。今回の調達に先立ち、同社からはそのグローバルのネットワークを活用した、株式投資家のみならず、債券投資家やCB投資家といった多角的な観点から想定されるターゲット投資家に関する建設的な提案をいただきました。また、同社は過去に同様の大型の第三者割当案件を執行した実績も有していることから、本件の執行において最適なパートナーであると判断し、同社の海外関連会社をプレースメント・エージェントとして起用しております。また、Cantor Fitzgerald & Co.については、特に北米において、日頃よりクリプト関連の情報交換や投資家面談のアレンジなどで当社を継続的に支援いただいております。直近の当社普通株式の海外募集においても主幹事の一角として需要創出に貢献いただいたことから、本件においても協働いただくパートナーとして適切であると判断し、選定しております。

上記のとおり、当社としては、本種類株式の払込金額には合理性が認められる

と考えており、また、赤坂国際会計による種類株式評価報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、本種類株式の払込金額（1株当たり900円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議により、本種類株式を発行することといたしました。

（3）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本種類株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権が当初の条件で全て行使された場合に発行される当社普通株式数は23,610,000株（議決権数236,100個）であり、2025年10月31日現在の当社発行済株式総数1,142,274,340株（議決権総数11,415,278個）を分母とする希薄化率は2.07%（議決権ベースの希薄化率は2.07%）に相当します。

また、2025年11月20日の決議に先立つ6か月以内である2025年5月9日付でEric Trump氏及びDavid Baily氏に対して発行が決議された第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数3,600,000株（議決権数36,000個）、2025年6月6日付でEVO FUNDに対して発行が決議された第20回新株予約権が一部行使されたことにより発行された当社普通株式数156,560,000株（議決権数1,565,600個）、並びに2025年11月20日付でEVO FUNDに対して発行が決議された第23回新株予約権及び第24回新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数210,000,000株（議決権数2,100,000個）を、上記本種類株式の発行による最大交付株式数に合算した総株式数は393,770,000株（議決権数3,937,700個）であり、これは、2025年10月31日現在の当社発行済株式総数1,142,274,340株（議決権総数11,415,278個）から、第20回新株予約権が一部行使されたことにより発行された当社普通株式数156,560,000株（議決権数1,565,600個）を差し引いた総株式数985,714,340株（議決権総数9,849,678個）に対して、39.95%（議決権総数に対し39.98%）となります。

そのため、本種類株式の発行により、当社普通株式に一定の希薄化が生じる見込みです。

一方で、本種類株式は償還期限の定めのない永久型優先株式であり、従来の普通株式による資金調達とは異なります。

まず、本種類株式には、金銭償還請求権（上場中止）が付されており、償還対応が必要となる可能性があるという特徴があります。他方、上場期限日（2026年12月29日）までに本種類株式が東証に上場された場合には、上場優先株式と

して市場で適切な評価を受け、当社にとって継続的かつ安定的な資本調達手段として機能することが期待されます。さらに、

- ① 一定の配当負担はあるものの、上場期限日までに本種類株式が東証に上場された場合には、金銭償還請求権（上場中止）の行使によりキャッシュアウトが生じる場面がなくなるため、安定的な資本として位置づけられること、
- ② (i) 本種類株式の転換価額（1,000円）は、2025年11月19日の終値（375円）を大きく上回っており、本種類株式の発行後、極端に株価が急騰するような場合を除けば、すぐに普通株式への転換が生じることは見込まれないこと、(ii) 当社普通株式を対価とする取得請求権に行使期限はないこと、(iii) B種類株主は、本種類株式を保有している期間は配当を享受でき、当社普通株式の株価が転換価額を上回ってもオプションバリューの価値が相応にあるため、即時転換しない可能性もあると考えられること等から、短期的な希薄化の抑制が期待されること、

といった点から、中長期的な財務構造の安定化が可能となる資金手段であると考えております。また、当社は、本種類株式による資金調達により調達した資金を①ビットコインの購入、②ビットコイン・インカム事業及び③第19回普通社債の償還資金に充当する予定です。これにより、ビットコイン・インカム事業から得られる安定的なキャッシュ・フローを配当原資として活用しつつ、優先株式の配当支払能力を強化し、さらなる資本調達とビットコイン蓄積を好循環させるポジティブサイクルの構築を目指します。

さらに、当社は過去1年間に複数回の希薄化を伴う資金調達を実施してまいりましたが、これらの資金を活用したビットコイン関連事業の拡大により、2024年12月期には営業損失及び経常損失から営業利益・経常利益へ転換し、営業キャッシュ・フローもプラスへと改善いたしました。

新株予約権の行使による資本増強も進み、負債への依存度が低い強固な財務体質へと移行しております。

このような実績と財務基盤を背景に、当社は本種類株式による資金調達を通じて、ビットコインの蓄積を進めながらビットコイン・インカム事業のさらなる拡大に取り組むことで、一時的な希薄化を上回る中長期的な企業価値の向上効果を実現できるものと考えております。

本種類株式の発行は市場に過度な影響を与える規模ではなく、既存株主にとっても合理的かつ持続的な利益につながるものと判断しております。

（４）割当予定先を選定した理由

ゴールドマン・サックス証券株式会社の海外関連会社であるGoldman Sachs (Asia) L.L.C. 及びCantor Fitzgerald & Co. が、国内外の上場企業に対する多

数の投資実績を有し、高い投資判断能力及びリスク許容能力有すると見込まれる投資家として選定した複数の海外機関投資家に対して、本第三者割当への参加の可否、需要の見込みの程度をヒアリング等した結果、当社の置かれた経営環境・今後の事業方針、本第三者割当に係るリスク等を十分に理解したうえで、かつ、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件で合意することができた先として、上記２．記載の各投資家を割当予定先とすることに決定しました。

(注) 本第三者割当は、日本証券業協会会員であるゴールドマン・サックス証券株式会社の海外関連会社であるGoldman Sachs (Asia) L.L.C. のあつせんを受けて行われたものです。

以上

B種種類株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社メタプラネットB種種類株式（以下「B種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
23,610,000株
3. 募集株式の払込金額
1株につき900円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 10,624,500,000円（1株につき、450円）
資本準備金 10,624,500,000円（1株につき、450円）
5. 払込金額の総額
21,249,000,000円
6. 払込期日
2025年12月29日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

Nautical Funding Ltd. :	9,444,000株
SMALLCAP World Fund, Inc. :	5,902,500株
Anson Opportunities Master Fund LP :	3,344,800株
Anson Investments Master Fund LP :	2,542,000株
Ghisallo Master Fund LP :	1,574,000株
Anson East Master Fund LP :	802,700株
8. 単元株式数
B種種類株式につき100株とする。
9. 配当金
 - (1) B種種類配当金
株式会社メタプラネット（以下「当会社」という。）は、3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を基準日（以下「B種種類配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該B種種類配当基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、「B種種類株主等」という。）に対し、下記17.(1)に定める支払順序に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類配当基準日に係る四半期配当期間（以下に定義する。）に関して下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。
「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。

- (i) 毎年3月31日を基準日とする配当：同年1月1日から同年3月31日まで
 - (ii) 毎年6月30日を基準日とする配当：同年4月1日から同年6月30日まで
 - (iii) 毎年9月30日を基準日とする配当：同年7月1日から同年9月30日まで
 - (iv) 毎年12月31日を基準日とする配当：同年10月1日から同年12月31日まで
- (2) B種種類配当金の金額
B種種類配当金の額は、1,000円に年率4.9%を乗じて算出した額とし、各B種種類配当基準日につきB種種類株式1株当たり12.25円とする。ただし、2025年12月31日に終了する四半期配当期間におけるB種種類配当金はB種種類株式1株当たり0.40円とする。なお、かかる配当を行うB種種類配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げる。
- (3) 累積条項
3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日としてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該配当の基準日に係る四半期配当期間に関するB種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、単利計算により当該四半期配当期間（以下、本(3)において「不足四半期配当期間」という。）の翌四半期配当期間以降に累積する（以下、累積した不足額を「累積未払B種種類配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足四半期配当期間毎に、当該不足四半期配当期間の翌四半期配当期間の初日（同日を含む。）から累積未払B種種類配当金相当額がB種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記10.(1)に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足四半期配当期間に係る不足額に対して、年率4.9%の利率で算出した金額を加算して行う。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てる。累積未払B種種類配当金については、上記(1)に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。なお、かかる配当を行う累積未払B種種類配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げる。
- (4) 非参加条項
B種種類株主等に対しては、B種種類配当金及び累積未払B種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記17.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、1,000円（以下「B種残余財産分配基礎額」という。）に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における累積未払B種種類配当金の額及び経過B種種類配当金相当額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

「経過B種種類配当金相当額」とは、分配日の属する四半期配当期間（上記9.(1)において定義された意味を有する。以下本項において同じ。）の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該四半期配当期間に係るB種種類株式配当金の額を乗じた金額を、当該四半期配当期間に係る日数で除して得られる額をいう（円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てる。）。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り上げる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)の他、残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

B種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

12. 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は当会社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法（平成17法律第86号）（その後の改正を含む。以下同じ。）第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- (3) 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当会社は、種類株主総会を場所の定めのない種類株主総会とすることができる。
- (5) 毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
- (6) 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、B種種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができるB種種類株主が存しない場合は、この限りではない。

- (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
- (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降の日本における営業日において、当社に対して、自己の保有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができる。この場合、当社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該B種種類株主に対し、下記(2)に定める数の当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）を交付する。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、(i) 普通株式対価取得請求の対象となるB種種類株式に係るB種残余財産分配基礎額に、普通株式対価取得請求が行われた日（以下「転換請求日」という。）の直前の四半期配当期間の末日における累積未払B種種類配当金のうち当該転換請求日において未払いの金額を加えた金額を、(ii) 転換価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

「転換価額」は、1,000円とする。ただし、下記(3)に定める調整が行われることがある。

(3) 転換価額の調整

- (a) B種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 当社が、(a) 株式分割を行う場合、(b) 発行済当社普通株式をより少数の当社普通株式とする併合を行う場合、又は(c) 当社普通株式を当社の他の有価証券に種類変更する場合には、B種種類株式の保有者が、上記各事由が効力を発生する直前（又は、当社が、株式分割、併合若しくは種類変更により発行された当社普通株式若しくはその他の有価証券を受領する権利を有するB種種類株式の保有者を確定するために事前の基準日を設定した場合は、当該基準日の直前）に普通株式対価取得請求を行っていたら、上記各事由の発生後に受領する権利が与えられたであろう数の当社普通株式及び／又は当社の他の有価証券を受領することができるように、転換価額を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該各事由が効力を生じる日（若しくは上記基準日）又はその後効力を生じるその他の転換価額の調整を妨げるものではない。かかる転換価額の調整は、当該事由の効力発生と同時に、又は当該事由のために事前の基準日が設定され

た場合は当該基準日の直後に、効力を生じるものとする。ただし、当該取引が、適用ある法令に基づいて、当該事由を適法に行うために事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合であつて、かつ当会社普通株式又は当会社の他の有価証券を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認される場合、当該調整は、当該承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

当会社が株式分割を行い、その基準日が下記の日である場合、当該株式分割に関する転換価額の調整は行われず、これに代えて、場合に応じ本(3)の他の適用ある規定に基づいて当該規定に定める算式の「n」に当該株式分割に従って発行される追加の当会社普通株式の総数を加算して調整が行われるものとする。

- (i) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権（新株予約権を含む。）の割当、付与、発行又は募集のための基準日
- (ii) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券の発行に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- (iii) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする当会社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の（発行場所における）末日
- (iv) 本(3)の他の規定に基づく転換価額の調整を必要とする権利又は引受権の付与日、発行日、譲渡日又は募集日

② 当会社が、当会社普通株式の保有者に対し、当会社普通株式を受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）を割当て、付与し、発行し又は募集する場合において、

- (i) 当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日以前の日決定され、かつ当該基準日現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るとき、又は、
- (ii) 当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当会社が当該対価を決定する日本における日現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るとき、

（上記(i)の場合）かかる権利若しくは引受権を受領することができる当会社普通株式の保有者を確定するための基準日現在又は（上記(ii)の場合）当会社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP	=	調整後の転換価額
OCP	=	調整前の転換価額
N	=	(上記(i)の場合) 当該基準日又は(上記(ii)の場合) 当社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当社普通株式(その時点において発行済みであるものに限る。)の数を除く。
n	=	当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権全部の行使により割当、発行又は取得される当社普通株式の数
v	=	当社が受領する対価の総額をもって上記(i)又は(場合により) 上記(ii)に規定される当該当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、上記(i)の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記(ii)の場合、当社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

当社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含む。)の当社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当該権利及び／又は引受権が他の者に対して募集され及び／又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合(特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問わない。)、当該募集及び／又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとする。

- ③ 当社が、当社普通株式の保有者に対し、当社普通株式に転換又は交換できる有価証券(新株予約権付社債を含む。)を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含む。)を付与し、発行し又は募集する場合において、
(i) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、又は、

(ii) 当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日本における日現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るとき、

(上記(i)の場合)かかる権利若しくは引受権を受領することができる株主を確定するための基準日現在又は(上記(ii)の場合)当社が当該対価を決定する日本における日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = (上記(i)の場合)当該基準日又は(上記(ii)の場合)当社が当該対価を決定する日本における日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数

n = 当初の引受価額、買取価額又は取得価額によるすべての当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付又は交換権付有価証券全部の転換又は交換により取得される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって上記(i)又は(場合により)上記(ii)に規定される当該当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、上記(i)の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとし、上記(ii)の場合、当社が当該対価を決定する日の直後に当該対価の確定のための基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。

当社普通株式に転換又は交換できる有価証券(新株予約権付社債を含む。)を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含む。)の当社普通株式の保有者に対する付与、発行又は募集に関し、当該権利を有する者により

引受け、買取り又は取得されなかった当会社普通株式に転換又は交換できる当該有価証券（新株予約権付社債を含む。）が他の者に対して募集され及び／又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合（特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問わない。）、当該募集及び／又は引受、買取若しくは取得を理由とした転換価額のさらなる調整は要しないものとする。

- ④ 当会社が、当会社普通株式の保有者に対し、(i)当会社の債務証券（社債等）、(ii)当会社の株式（当会社普通株式を除く。）、(iii)当会社の金銭若しくは資産、又は(iv)当会社の株式（当会社普通株式を除く。）若しくは有価証券を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含む。）を配当する場合、当会社普通株式に係る配当（会社法における「剰余金の配当」として、会社法が定める限度額に従う。）を含め、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日現在において有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{CMP - fmv}{CMP}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

CMP = かかる配当（当会社普通株式に係る配当を含む。）を受領することができる株主を確定するための基準日現在の当会社普通株式1株当たり株価

fmv = (i)金銭配当以外の場合、配当される債務証券、株式、資産、権利若しくは引受権の当会社普通株式1株当たりの公正市場価値 (y)当会社により決定され、又は(z)適用ある法令により当該決定が管轄権を有する裁判所に対する申立てによりなされる場合には、かかる裁判所若しくはかかる裁判所が選任する鑑定人により決定される) 又は(ii)金銭配当の場合、当該金銭配当の当会社普通株式1株当たりの金額

- かかる調整は、かかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の直後に効力を生じるものとする。ただし、(a) 適用ある法令に基づいて、かかる配当を適法に行うため事前に株主総会又は取締役会の承認を要する場合であって、かつかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認された場合、当該調整は、承認により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとし、また (b) 配当される債務証券、株式又は資産、権利又は引受権の公正市場価値がかかる配当を受領することができる株主を確定するための基準日以降まで決定できない場合、当該調整は、かかる公正市場価値の決定により直ちに、当該基準日の直後に遡及して効力を生じるものとする。
- ⑤ 当会社が当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含む。）を発行する場合において、当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、当会社が当該対価を決定する日本における日（当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該転換権付又は交換権付有価証券の発行に関する払込期間の末日現在において有効な転換価額は、次の算式により調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数

n = 当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当会社普通株式の数

v = 当会社が受領する対価の総額をもって当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数

かかる調整は、当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期間の（発行場所における）末日に対応する日本における暦日の直後に効力を生じるものとする。

- ⑥ 当社が、(i)当社が割当、付与、発行又は募集する転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により発行若しくは譲渡される当社普通株式、(ii)当社が割当、付与、発行又は募集する権利若しくは引受権（新株予約権を含む。）の行使により発行若しくは譲渡される当社普通株式、(iii)定款により許容される範囲において、当社普通株式の保有者に対して、当該当社普通株式と合算して当社普通株式1単元を構成させるために発行若しくは譲渡される当社普通株式、(iv)吸収分割によって当社に吸収合併される法人の株主、株式交換によって当社の子会社となる法人の株主若しくは株式交付によって当社の子会社となる法人の株主に対してその吸収合併、株式交換若しくは株式交付の直前の当該法人における持株比率に応じて発行若しくは譲渡される当社普通株式、又は(v)吸収分割によって当社に対して事業を譲渡する法人若しくは法人の株主に対して発行若しくは譲渡される当社普通株式のいずれにも該当しない) 当社普通株式を発行又は譲渡する場合で、当社が受領する当社普通株式1株当たりの対価が、当社が当該対価を決定する日本における日（当該当社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の末日に有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

当該当社普通株式の発行又は譲渡に関する支払が可能な期間の末日の日本における営業終了時現在の発行済当社普通株式数。ただし、下記「n」の定義に含まれる当社普通株式（その時点において発行済みであるものに限る。）の数を除く。

N =

n = 上記のとおり発行又は譲渡される当社普通株式の数

v = 当社が受領する対価の総額をもって当社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当社普通株式の数

かかる調整は、当該当会社普通株式の発行又は譲渡に関する払込期間の（発行地又は譲渡地における）末日に当たる日本における暦日の直後に効力を生じるものとする。

- ⑦ 当会社が株主以外による当会社普通株式又は当会社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券の引受け、買取り、又はその他の方法による取得を可能にする権利又は引受権（新株予約権を含む。）を付与、発行又は募集する場合、当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価が、当会社が当該対価を決定する日本における日（当該権利又は引受権の付与、発行又は募集について株主総会の承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日本における日）現在の当会社普通株式1株当たり株価を下回るときには、当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日現在に有効な転換価額は、次の算式に従って調整される。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 当該権利又は引受権の付与日、発行日又は募集日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数

n = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額によるすべての当該権利若しくは引受権の行使により又はすべての当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当会社普通株式の数

v = 当会社が受領する対価の総額をもって当会社普通株式1株当たり株価で買い取ることができる当会社普通株式の数

かかる調整は、当該権利又は引受権が付与、発行又は募集される場所における暦日に対応する日本における暦日の直後に効力を生ずるものとする。

- ⑧ 当会社が転換価額の調整を本要項該当項に従い要することとなる本(3)記載の種類の有価証券を付与、発行、譲渡又は募集し、かつ、当該有価証券の付与日、発行日、譲渡日若しくは募集日、又は（適用ある場合）かかる発行若しくは譲渡に関する払込期間の末日（いずれの場合も以下「関連日」という。）が、本(3)に記載される他の種類（同じ種類の異なるトランシェ又は発行を含む。）の、同項に従った転換価額の調整を必要とする有価証券（当該有価証券すべてを以下「関連証券」という。）の関連日でもある場合、転換価額の調整は、同項に基づき別個には行われず、次の算式に従って一度に計算される。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v1+v2+v3}{N+n1+n2+n3}$$

NCP = 調整後の転換価額

OCP = 調整前の転換価額

N = 関連日の日本における営業終了時現在の発行済当会社普通株式数。ただし、下記「n2」の定義に含まれる当会社普通株式（その時点において発行済みであるものに限る。）の数を除く。

n1 = 当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による（関連証券に含まれる）転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される当会社普通株式の数

n2 = 発行又は譲渡される（関連証券に含まれる）当会社普通株式の数

n3 = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額による（関連証券に含まれる）権利若しくは引受権の行使により取得される当会社普通株式の数又は当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される当会社普通株式の数

v1	=	当該転換権付又は交換権付有価証券に関して当 会社が受領する対価の総額をもって、当会社が 当該対価を決定する日本における日（当該転換 権付又は交換権付有価証券の発行について株主 総会の承認を必要とする場合は、取締役会が当 該株主総会に提案する当該対価を決定する日本 における日）現在の当会社普通株式1株当たり 株価で買い取ることができる当会社普通株式の 数
v2	=	当該当会社普通株式の発行又は譲渡に関して当 会社が受領する対価の総額をもって、当会社が 当該対価を決定する日本における日（当該当会 社普通株式の発行又は譲渡について株主総会の 承認を要する場合は、取締役会が当該株主総会 に提案する当該対価を決定する日本における 日）現在の当会社普通株式1株当たり株価で買 い取ることができる当会社普通株式の数
v3	=	当該権利又は引受権の行使及び（該当する場 合）当該転換権付又は交換権付有価証券の転換 又は交換により受領する当会社普通株式全部の 発行又は譲渡により当会社が受領する対価の総 額をもって、当会社が当該対価を決定する日本 における日（当該権利又は引受権の付与、発 行、譲渡又は募集について株主総会の承認を要 する場合は、取締役会が当該株主総会に提案す る当該対価を決定する日本における日）現在の 当会社普通株式1株当たり株価で買い取ること ができる当会社普通株式の数

かかる調整は、関連日である当該付与、発行、譲渡又は募集が行
われる場所における暦日に対応する日本における暦日の直後に効
力を生じるものとする。

「当会社普通株式の終値」とは、ある当会社普通株式取引日につ
いて東京証券取引所において当会社普通株式につきかかる当会社
普通株式取引日において最後に報告された（普通取引による）売
値をいう。

「当会社普通株式取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当会社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

「当会社普通株式1株当たりの対価」とは、以下のものをいう。

- (i) 金銭を対価とする当会社普通株式の発行又は譲渡の場合、対価は当該金銭の額とする。ただし、いかなる場合でも、発行若しくは譲渡の引受けのため又はその他これらに関連して当会社により又は当会社のために支払われ又は発生した手数料又は費用については、控除しないものとする。
- (ii) 全部又は一部が金銭以外を対価とする当会社普通株式の発行又は譲渡の場合、金銭以外の対価は、その会計処理にかかわらず、当会社が決定する公正な市場価値、又は適用ある日本法に従い当該決定が管轄裁判所への申立てによりなされる場合は、当該裁判所又は当該裁判所が任命した鑑定人が決定する公正な市場価値とみなす。
- (iii) (a) 当会社が当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含む。）を発行する場合、当会社が受領する対価総額は、当該有価証券の対価に、当該有価証券が当初転換価額又は当初交換価額により転換又は交換された場合（及びそれを前提とした場合）に当会社が受領する追加の対価（もしあれば）を加えた金額とみなし、
(b) 当会社普通株式に転換又は交換できる有価証券を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）の割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当会社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当会社が受領する対価（もしあれば）に、これらが当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合（及びそれを前提とした場合）に、また（該当する場合）その後当該有価証券を当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率により転換又は交換した時に当会社が受領する追加の対価を加えた金額とみなす。当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換又は交換により取得される当会社普通株式の数（該当する場合）で除した金額とする（いずれの場合も対価は上記（i）及び（ii）と同じ方法により決定される。）。
- (iv) 当会社普通株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）の当会社普通株式の保有者に対する割当、付与、発行、譲渡又は募集を行う場合、当会社が受領する対価総額は、当該権利又は引受権について当会社が受領する対価（もしあれば）に、

これらが当初の引受価額、買取価額又は取得価額により行使された場合（及びそれを前提とした場合）に当会社が受領する追加の対価（いずれの場合も対価は上記（i）及び（ii）と同じ方法により決定される。）を加えた金額とみなし、当会社が受領する当会社普通株式1株当たりの対価は、当該対価総額を、当初の引受価額、買取価額又は取得価額による当該行使により取得される当会社普通株式の数で除した金額とする。

- （v） 上記の規定に定める対価が円以外の通貨で受領される場合、当該対価は、当該当会社普通株式の発行、当該有価証券の転換若しくは交換、又は当該権利若しくは引受権の行使の目的上定められた円と当該通貨との間の固定為替レートがある場合には、当該固定為替レートで円に換算されるものとし、それ以外の場合には、当該対価の計算が必要とされる日に日本の主要銀行が当該通貨の円建て電信送金によるスポット単位の売買の為替レート（直接レートが提示されていない場合は、米ドルを介したクロスレートの相場）の平均値で換算されるものとする。

「当会社普通株式1株当たり株価」とは、当該日の45当会社普通株式取引日前から開始する連続する30当会社普通株式取引日における当会社普通株式の毎日の終値の平均値をいう。かかる45当会社普通株式取引日の期間中、又はその後転換価額の調整が実施される日まで（同日を含まない。）の期間において、転換価額の別途の調整を生じさせるような事由（当該調整を必要とする事由及び同一の当会社普通株式1株当たり株価について調整を要する事由を除く。）が発生した場合、上記で決定された当会社普通株式1株当たり株価は、当該事由の影響を補正するために当会社が適切かつ公正と判断する方法及び範囲において調整されるものとする。

本(3)において「基準日」とは、当会社普通株式の保有者に対する配当その他の分配を受ける権利又は当会社普通株式の保有者の権利を確定するために定款で定められた日又は当会社がその他の方法で定める日をいう。

- （b） 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、取締役会の決議により、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他、発行済当会社普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てる。
 - (d) 当会社普通株式又は当会社普通株式を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含む。）を、当会社又はその子会社若しくは関係会社の従業員、元従業員、役員、監査役若しくは取締役（執行役員職に携わっているか、若しくは携わったことのある取締役、又はかかる者の個人的な役務提供会社を含む。）、これらの者の配偶者若しくは親族、又はこれらの者のいずれかが関係する会社に対し、又はその利益のために、又はこれらの者の受託会社に対し、従業員又は役員の持株制度又はオプション制度に基づくものとして割当て、付与し、発行し、譲渡し、又は募集する場合、転換価額の調整は行わない。
- (4) 当会社普通株式の交付方法
- 当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、実務上可能な限り速やかに、かつ、普通株式対価取得請求の効力発生から日本における8営業日以内に当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより当会社普通株式を交付する。
- (5) 金銭償還に伴う普通株式対価取得請求
- 疑義を避けるための付言として、B種種類株式に関して普通株式対価取得請求を行うB種種類株主の権利は、当該B種種類株式の取得日の2取引日前（同日を含む。）まで有効に存続するものとする。
14. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭対価償還
- 当会社は、B種種類株式について、当該B種種類株式の株主に対する通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、当該B種種類株式の全部（一部は不可）を、下記(a)及び(b)のいずれかに該当する事由が生じた場合には取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）。この場合、当会社は、当該B種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株主に対し、当該金銭対価償還に係るB種種類株式1株につき、下記(2)に定める金銭償還額相当額の金銭を交付する。

- (a) ソフトコール条項による金銭対価償還
B種種類株式の終値が20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のあるB種残余財産分配基礎額の130%以上であった場合、当会社は、当該20連続取引日の末日から30日以内にB種種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議により別途定められる日にB種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができる。ただし、かかる取得日はB種種類株式の発行日の10年後の応当日以降でなければならない。
一定の日における「B種種類株式の終値」とは、東京証券取引所におけるその日のB種種類株式の普通取引の終値をいう。
「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、B種種類株式の終値が発表されない日を含まない。
- (b) クリーンアップ条項による金銭対価償還
B種種類株式の発行日後においてB種種類株式の発行済株式（自己株式を除く。）に係るB種残余財産分配基礎額の合計金額が60億円を下回った場合、当会社は、B種種類株主に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、取締役会の決議により別途定められる日にB種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができる。

(2) 金銭償還額

金銭償還額は、B種残余財産分配基礎額に、取得日における累積未払B種種類配当金の額及び経過B種種類配当金相当額を加えた額をいう。なお、本(2)においては、累積未払B種種類配当金の計算における「累積未払B種種類配当金相当額がB種種類株主等に対して支払われる日」及び経過B種種類配当金相当額の計算における「分配日」を、それぞれ取得日と読み替えて、累積未払B種種類配当金及び経過B種種類配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

15. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 上場中止に伴う金銭償還請求

B種種類株主は、自らが保有するB種種類株式の全部（一部は不可）を取得するよう当会社に請求することができる（以下、かかる請求を「金銭償還請求（上場中止）」という。）。B種種類株主は、金銭償還請求（上場中止）を行う場合、請求通知期間に、当会社に対して、金銭償還請求（上場中止）の行使を希望する旨の書面による通知（撤回不能）を行わなければならない。金銭償還請求（上場中止）は、上場期限日の20取引日後の日に効力を生じるものとする。この場合、金銭償還請求（上場中止）の効力発生日において、当会社は、当該B種種類株式の取得と引換えに、B種種類株主に対して、金銭償還請求（上場中止）が行使されたB種種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付する。

「請求通知期間」とは、上場期限日（同日を含む）からその10取引日後の日（同日を含む。）までの期間をいう。
「上場期限日」とは、2026年12月29日をいう。

上記にかかわらず、B種種類株主は、(A)上場期限日を最終日とする20連続取引日における当会社普通株式の日次VWAPの算術平均が上場期限日における転換価額を上回り、かつ、(B)上場期限日を最終日とするかかる20連続取引日における当会社普通株式の日次流動性の算術平均が150億円以上である場合、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできない。

一定の日における当会社普通株式の「VWAP」とは、当該日の東京証券取引所における当会社普通株式の出来高加重平均価格をいう。

当会社普通株式の「日次流動性」とは、各取引日において、ブルームバークの<3350 JT Equity HP>ページで報告される当該日の東京証券取引所における当会社普通株式の取引高に、ブルームバークの<3350 JT Equity VAP>ページで報告される当該日の当会社普通株式のVWAPを乗じて得た金額をいう。

また、B種種類株式が東京証券取引所に上場された場合、B種種類株主は、B種種類株式の上場日以降、金銭償還請求（上場中止）を行うことはできない。

(2) 組織再編事由、スクイーズアウト事由及び上場廃止事由による金銭償還請求

B種種類株主は、(i) 組織再編事由、(ii) スクイーズアウト事由、又は (iii) 上場廃止事由のいずれかが発生した後20取引日目までの間はいつでも、当会社に書面で通知することにより、自らが保有するB種種類株式の全部（一部は不可）を取得するよう当会社に請求することができる（以下、かかる請求を「金銭償還請求（組織再編等）」という。）。B種種類株主は、金銭償還請求（組織再編等）を行う場合、当会社に対して、金銭償還請求（組織再編等）の行使を希望する旨の書面による通知（撤回不能）を行わなければならない。この場合、当該B種種類株式の保有者による本(2)に基づく通知がなされた日から起算して5取引日後の日に、当会社は、当該B種種類株式の取得と引換えに、B種種類株主に対して、金銭償還請求（組織再編等）が行われた各B種種類株式1株につき、金銭償還額に相当する金額を交付する。当会社は、(i) 組織再編事由、(ii) スクイーズアウト事由、又は (iii) 上場廃止事由のいずれかが発生した場合、その発生から5取引日以内に通知する。

「組織再編事由」とは、(i) 合併事由、(ii) 資産譲渡事由、(iii) 会社分割事由、(iv) 持株会社事由、又は (v) 法令にその時点で定められているその他の会社更生手続の株主総会決議の採択であって、その効果が合併事由、資産譲渡事由、会社分割事由及び／又は持株会社事由と実質的に同じであるものをいう。

「合併事由」とは、当会社と他の法人との新設合併又は当会社と他の法人との吸収合併（ただし、当会社が存続会社となる合併、新設合併又は吸収合併を除く。）に関する株主総会決議の採択をいう。

「資産譲渡事由」とは、当会社の資産の全部又は実質的に全部を他の事業体に売却又は譲渡する旨の株主総会決議の採択をいう。

「支配株主」とは、会社法に従って算出される株主総会の議決権の90%（又は定款に定められた90%を超える別の割合）以上を直接又は間接的に保有する当会社普通株式の保有者をいう。

「会社分割事由」とは、新設分割又は吸収分割についての株主総会決議の採択をいう。

「上場廃止事由」とは、（i）当会社以外の者（以下「公開買付者」という。）が、金融商品取引法（昭和22年法律第25号。その後の改正を含む。）に基づき、当会社普通株式のすべての保有者（又は公開買付者、公開買付者が支配する会社、及び／若しくは公開買付者と関連若しくは協力関係を有する者以外のすべての保有者）に対し、当会社普通株式の全部又は一部の取得につき公開買付を行い、（ii）当会社が、金融商品取引法に基づき、当該公開買付に賛成する旨の意見を表明し、（iii）当会社又は公開買付者が、当該公開買付に基づく当会社普通株式の取得の結果として、東京証券取引所における当該当会社普通株式の上場、相場付け若しくは取引が行われなくなる可能性があること又は当該上場、相場付け若しくは取引につき不適格となるおそれがある旨を公開買付届出書又はその訂正届出書に記載し、その他の方法でこれを公表し、又はこれを認めた場合（ただし、当会社又は公開買付者が、当該取得後も当該上場、相場付け又は取引を継続するために最善の努力をする意思を公に表明する場合を除く。）であって、かつ（iv）公開買付者が当該公開買付により当会社普通株式を取得した場合をいう。

「持株会社事由」とは、当会社が株式交換又は株式移転により他の法人の完全子会社となることについての株主総会決議（株主総会の決議が不要なときは取締役会の決議）の採択をいう。

「スクイーズアウト事由」とは、（i）当会社を他の法人の完全子会社にすること（ただしこれに限定されない。）を目的として、定款を変更することにより、発行済当会社普通株式を全部取得条項付種類株式に転換した上で、対価を得て発行済当会社普通株式の全部を取得することを承認する株主総会決議の採択、（ii）支配株主からの、当会社普通株式の他の保有者（当会社、及び支配株主が決定した場合には支配株主の完全子会社を除く。）が保有する当会社普通株式の全部を支配株主に売却することについての請求（株式売渡請求）を承認する取締役会決議の採択、又は（iii）当会社普通株式の東京証券取引所における上場、相場付け若しくは取引が終了することが見込まれる、又は東京証券取引所における上場、相場付け若しくは取引が不適格となることが見込まれる、当会社普通株式の併合を承認する株主総会決議の採択をいう。

16. 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

17. 優先順位

- (1) A種種類株式、B種種類株式及び当会社普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、B種種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、当会社普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び当会社普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、当会社普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

18. 上記各項のほか、B種種類株式の発行に関して取締役会の承認を要する事項は、今後取締役会において承認し、その他B種種類株式の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。

以 上